

# 戸田市

## 台風第19号による被害状況及び市の対応状況（第25報）

### 1 生命に関する情報

#### (1) 避難情報の発令状況

- 10月12日13時45分 避難準備・高齢者等避難開始発令（警戒レベル3）
- 10月13日10時30分 避難準備・高齢者等避難開始解除

#### (2) 避難所等の開設

- 10月12日9時00分 自主避難所開設 3箇所  
(東部福祉センター、新曽福祉センター、西部福祉センター)  
ピーク10/12 12:50 避難者数118人
- 10月12日12時50分 避難所開設 市内28箇所  
ピーク10/12 21:00 避難者数 3,849人
- 10月13日7時00分 避難所順次閉鎖
- 13時30分 避難所閉鎖（文化会館）

### 2 生活に関する情報

#### (1) ライフライン

電気（停電情報有）→ 市内全域解消

#### (2) 鉄道 JR 計画運休

#### (3) 道路

通行止め 18箇所 → 市内全域解消

### 3 被害の概要

#### (1) 人的被害

軽症 2名

#### (2) 住家被害

床上浸水 123件

床下浸水 47件

(3) 河川等からの越水・溢水 8箇所

名 称	地 点	名 称	地 点
① ボートコース (県)	ボートコース周辺	⑤上戸田川(市)	本村上橋
② 菖蒲川(県)	菖蒲橋周辺	⑥さくら川(市)	堀之内橋～八幡橋
③菖蒲川(県)	曲尺手橋下流	⑦さくら川(市)	野竹橋～早瀬橋
③ 菖蒲川(県)	文展橋	⑧さくら川(市)	南根木橋周辺

(4) 市管理施設等の被害状況

ア みどり公園課

彩湖・道満グリーンパーク、冠水のため閉鎖中

戸田橋親水公園、冠水のためポンプ施設故障

イ 下水道施設課

雨水排水施設、笹目第5排水施設ポンプ停止(水中ポンプ2台のうちの1台)過電流により、東電設備のヒューズが落ちて停止 → 解消

ウ 文化スポーツ課

文化会館において、避難者がトイレにオムツを流して、排水不能 → 解消

エ 障害福祉課

福祉作業所かがやき、床上浸水によりエレベーター故障

## 4 救助活動の状況

(1) 消防本部(署)・消防団

警戒活動

(2) 蕨警察署

110番通報等の対応、道路冠水等の対応

## 5 気象情報、雨量等

(1) 市内の注意報等の状況

令和元年10月11日	18時14分	大雨注意報
		雷注意報
	21時19分	強風注意報
		洪水注意報
令和元年10月12日	4時6分	大雨警報(大雨注意報解除)
	7時24分	洪水警報(洪水注意報解除)
	12時5分	暴風警報(強風注意報解除)

令和元年 10 月 13 日	0 時 40 分	大雨警報 解除 暴風警報 解除 大雨注意報 強風注意報
	16 時 45 分	強風注意報 解除
	21 時 1 分	大雨注意報 解除
令和元年 10 月 14 日	3 時 9 分	洪水警報 解除 洪水注意報
	10 時 47 分	洪水注意報 解除

(2) 市内の降雨量 (10 月 11 日から 10 月 13 日)

※測定地点：戸田市役所

○連続雨量 237mm

○10 分雨量 9.5mm (10/12 21:00)

○時間雨量 40.5mm (10/12 21:20)

○最大風速 15.2m/s (10/12 21:00)

## 6 市の対応

(1) 災害体制

10 月 12 日	6 時 00 分	危機管理対策室設置
	12 時 00 分	災害警戒本部設置
	13 時 42 分	災害用HPへ切替
	16 時 15 分	災害対策本部設置
	17 時 45 分	第 1 回本部会議
	21 時 15 分	第 2 回本部会議
10 月 13 日	1 時 30 分	第 3 回本部会議
	10 時 20 分	第 4 回本部会議
	10 時 45 分	災害対策本部から災害警戒本部へ移行
10 月 21 日	17 時 00 分	災害警戒本部から危機管理対策室へ移行

(2) 災害廃棄物 ※10 月 13 日から開始

回収件数 177 件 (回収量 43.8 t)

(3) 消毒 ※10 月 13 日から開始

対応件数 110 件

## 7 その他

災害救助法の適用【法適応日：令和元年10月12日】

春日部市、上尾市、越谷市、蕨市、戸田市、桶川市、八潮市、ふじみ野市、さいたま市、川越市、熊谷市、川口市、行田市、秩父市、所沢市、飯能市、本庄市、東松山市、狭山市、深谷市、入間市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、富士見市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、三芳町、毛呂山町、越生町、滑川町、嵐山町、小川町、川島町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀨町、小鹿野町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町（48市町村）

災害救助法施行令第1条第1項第4号

多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準（災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数者が、避難して継続的に救助を必要とすること）に該当する。

**※これは速報であり、数値等は今後も変わることがあります。**